

令和元年7月4日

関係各位

門司海上保安部
航行安全課長

関門港門司区第1船だまり及び第5船だまりにおける航泊の制限に
ついて

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港内の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、令和元年7月14日(日)、関門港門司区第1船だまり及び第5船だまりにおいて、関門港ボート天国推進協議会の主催により、「令和元年度関門港ボート天国」の行事に伴う競泳が実施されます。

つきましては、別添のとおり、関門港長公示第2号(令和元年7月4日)により、船舶の航泊を制限いたしますので、貴傘下関係者に対し、周知及び指導をよろしくお願いします。

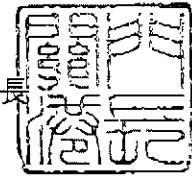
謹白

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年7月4日

関 門 港



関門港門司区第1船だまり及び第5船だまりにおける航泊の制限について

関門港門司区第1船だまり及び第5船だまりにおいて、「関門港ポート天国」の行事に伴う競泳が実施されるので、下記により一般船舶の航泊を制限する。

ただし、関門港長が許可した船舶を除く。

記

1 期間

令和元年7月14日（日）午前10時00分から同日午前11時00分までの間

2 区域(別図参照)

次のイ点からロ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ点 門司西海岸五号防波堤灯台から真方位57度240mの地点

ロ点 イの地点から真方位39度105mの地点

3 制限事項

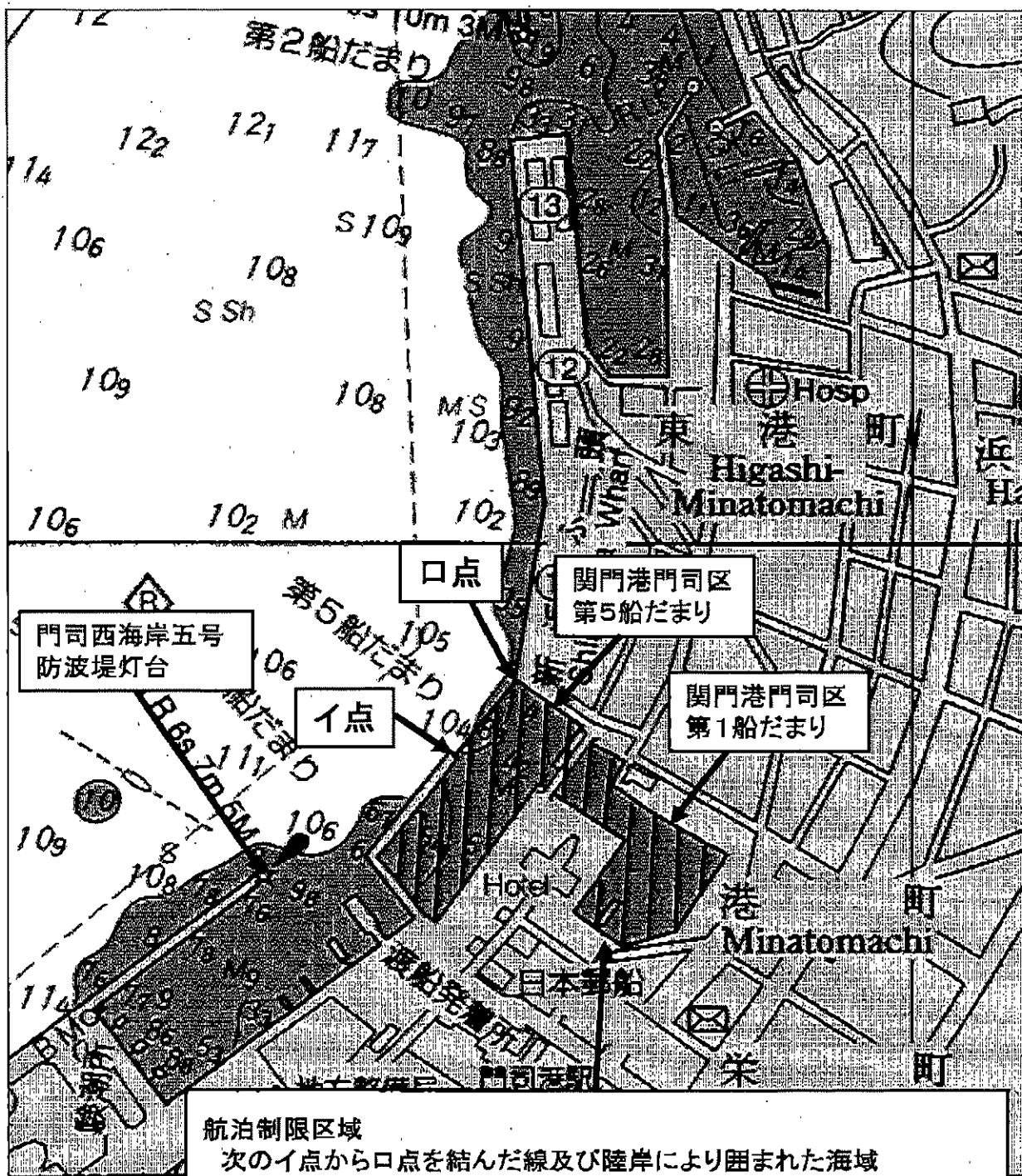
船舶は、第1項の期間、第2項の区域を航行し、又は停泊してはならない。ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (1) 関門港ポート天国の行事に参加する船舶
- (2) 港長が立入又は移動を認め、本制限を解除した船舶
- (3) 既に岸壁に着岸中の船舶
- (4) 緊急用務を行う船舶

4 備考

競泳が実施される間、警戒船が配備される。

航泊制限区域図



門司西海岸五号
防波堤灯台

ロ点

関門港門司区
第5船だまり

イ点

関門港門司区
第1船だまり

航泊制限区域
 次のイ点からロ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域
 イ点 門司西海岸五号防波堤灯台から真方位57度240mの地点
 ロ点 イの地点から真方位39度105mの地点